

竜丘地区及び川路地区において面整備事業を実施した土地での開発等について

竜丘地区及び川路地区において面整備事業を実施した土地では、一体的な空間づくりを行うことで持続可能で魅力あるまちづくりを目指して、飯田都市計画による地区計画区域と地区整備計画が定められ、また、それ以外に地元管理組合などで定める協定や内規、申し合わせ事項により計画的な土地利用に取り組んでいます。詳細は下記をご覧ください。

○竜丘地区

→飯田都市計画による地区計画の制度を導入している区域があります。この区域で、建築物の建築、工作物の設置や土地の区画形質の変更等を行う場合は、工事着手予定日の30日前までに届出が必要です。詳しくは、地域計画課調査計画係へお問い合わせください。

→地区計画区域内の住宅地区（エコハウジングゾーン）には、別に「エコハウジングビレッジのまちづくり協定」による制限があります。詳しくは、工業課企業立地係へお問い合わせください。

○川路地区

→飯田都市計画による地区計画の制度を導入している区域があります。この区域で、建築物の建築、工作物の設置や土地の区画形質の変更等を行う場合は、工事着手予定日の30日前までに届出が必要です。詳しくは、地域計画課調査計画係へお問い合わせください。

→地区計画区域内の新産業地区、駅前地区、ファクトリーパーク地区、天竜峡連携地区には、別に「かわじ土地管理組合内規」による制限があります。詳しくは、工業課企業立地係へお問い合わせください。

→地区計画区域内の居住地区には、別に「居住地区申しあわせ事項」があります。詳しくは、川路自治振興センターへお問い合わせください。

「地区計画について」

<https://www.city.iida.lg.jp/soshiki/29/tikukeikaku.html>

「地区計画区域内における行為の届出書」（様式）

<https://www.city.iida.lg.jp/soshiki/29/yousikisinseisono4.html>

「天龍峡エコバレープロジェクト」

<https://www.city.iida.lg.jp/site/kougyou/t-ecovalley.html>

問い合わせ先

地域計画課 調査計画係

電話 22-4511 内線 3773

工業課 企業立地係

電話 22-5644

川路自治振興センター

電話 27-2001